

## 離婚給付公正証書作成に関する確認事項

- ◎必要書類をご用意の上、お二人で来られる日を決めて、電話で予約をとってください。
- ◎公正証書にする内容について、お二人で話し合って決めた事項を下記にご記入の上、1回目の受付時にご持参ください。

### 【連絡先】

(注) 日中、連絡可能な方のお名前と電話番号をご記入ください。

【お名前】 夫 \_\_\_\_\_ (職業) \_\_\_\_\_ (S・H 年 月 日生)  
【お名前】 妻 \_\_\_\_\_ (職業) \_\_\_\_\_ (S・H 年 月 日生)

子供の名前 \_\_\_\_\_ (H・R 年 月 日生) (続柄 \_\_\_\_\_ )  
子供の名前 \_\_\_\_\_ (H・R 年 月 日生) (続柄 \_\_\_\_\_ )  
子供の名前 \_\_\_\_\_ (H・R 年 月 日生) (続柄 \_\_\_\_\_ )  
子供の名前 \_\_\_\_\_ (H・R 年 月 日生) (続柄 \_\_\_\_\_ )

【離婚届】 未届・届出済 (R 年 月 日届出)  
【親権者】 父・母  
【監護・養育者】 父・母

【養育費】 無・有 (子供1人につき 毎月 \_\_\_\_\_ 円)

- ①支払方法 銀行振込・持参 (毎月 \_\_\_\_\_ 日まで)
- ②支払始期 R \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から
- ③支払終期 \_\_\_\_\_ 歳まで  
大学に進学した場合 (22歳に達した翌年の3月まで又は22歳に達した年の3月まで) 記載する・記載しない
- ④特別の出費 (進学・病気等の出費を要したときは別途協議) 記載する・記載しない
- ⑤事情変更 (物価の変動、再婚、失職等の事情変更があったときは別途協議) 記載する・記載しない

【慰謝料】 無・有 総額 \_\_\_\_\_ 円  
(一括・分割/毎月 \_\_\_\_\_ 円、{ \_\_\_\_\_ } 回 { \_\_\_\_\_ 日限り } 払い)

- ①支払方法 銀行振込・持参
- ②支払期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ( \_\_\_\_\_ 日) から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで
- ③期限喪失条項 ( \_\_\_\_\_ 回分)

【財産分与】 無・有 総額 \_\_\_\_\_ 円  
(一括・分割/毎月 \_\_\_\_\_ 円、{ \_\_\_\_\_ } 回 { \_\_\_\_\_ 日限り } 払い)

- ①支払方法 銀行振込・持参
- ②支払期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ( \_\_\_\_\_ 日) から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで
- ③期限喪失条項 ( \_\_\_\_\_ 回分)

※不動産・車等・・・登記事項証明書・固定資産評価証明書・車検証・ローン明細等が必要  
※ローンの返済をどちらが負担するのかを決めてください。

【年金分割】 記載する・別に作成する・記載しない

- ※記載する場合、別に作成する場合は、「年金手帳または基礎年金番号通知書」(番号がわかるページのコピーで可)を持参
- ※「年金分割のための情報通知」を持参 → 年金の種類によって異なるので、提出先で確認してください。

【子供との面会交流】 月 \_\_\_\_\_ 回程度

【通知義務】 勤務先・住所・支払口座が変更したときに相手方への通知する旨

【精算条項】 今後、慰謝料・財産分与等互いに何らの金銭請求をしない旨

【強制執行】 公正証書記載の金銭の支払を怠ったときは強制執行に服する旨

久留米公証役場

電話 0942-32-3307  
FAX 0942-39-2321  
平日 9:00～12:00, 13:00～17:00